

お 知 ら せ

建設リサイクル法対象工事の手続き変更について

現在、建設リサイクル法対象工事については、落札決定後、「建設リサイクル特記仕様書」に必要事項を記入し、契約前に監督員へ1部提出していますが、そのうちの様式－18（建設リサイクル法第11条関係）通知書を省略することとします。

請負金額100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書に基づき、受注者が「建設副産物情報交換システム、コブリス・プラス」に入力したデータを、監督員が確認した後、監督員が「都道府県知事等への計画の通知（建設リサイクル法11条通知）」を行うことで、様式－18通知書を建築課建築指導係に提出したこととなります。

令和8年8月17日

契約課長